

# 法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

## 1. 該当法令

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」

## 2. 使用料、手数料その他の料金

- ・ 開示請求手数料
- ・ 開示実施手数料

## 3. 手数料の額

### (1) 算出方法

添付書類

- 1) 開示請求手数料 文書開示請求 1 件につき一律300円。
- 2) 開示実施手数料 下表により求めた額が300円を下回る場合は無料、300円を上回る場合は、当該額から300円を引いた額

別表(第4条関係)

法人文書の種別	開示方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 (二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したものものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については60円、A1判については110円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したものものの交付	1枚につき130円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、530円)に12枚までごとに750円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものものの交付	用紙1枚につき70円(A3判については130円、A2判については250円、A1判については510円)

法人文書の種別	開示方法	開示実施手数料の額
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、440円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,500円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。） 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとにつき550円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額

法人文書の種別	開示方法	開示実施手数料の額
七	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき7,200円（国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15895に適合するものについては9,800円、15307に適合するものについては16,800円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	チ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき2,000円（日本工業規格X6130に適合するものについては4,150円、X6137に適合するものについては6,000円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円（16ミリメートル映画フィルムについては12,300円）に記録時間10分までごとに1,550円（16ミリメートル映画フィルムについては3,650円）を加えた額
九 スライド及び録音テープ（第3条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）

備考 一の項八、二の項八又は七の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。